

報告第8号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年7月18日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

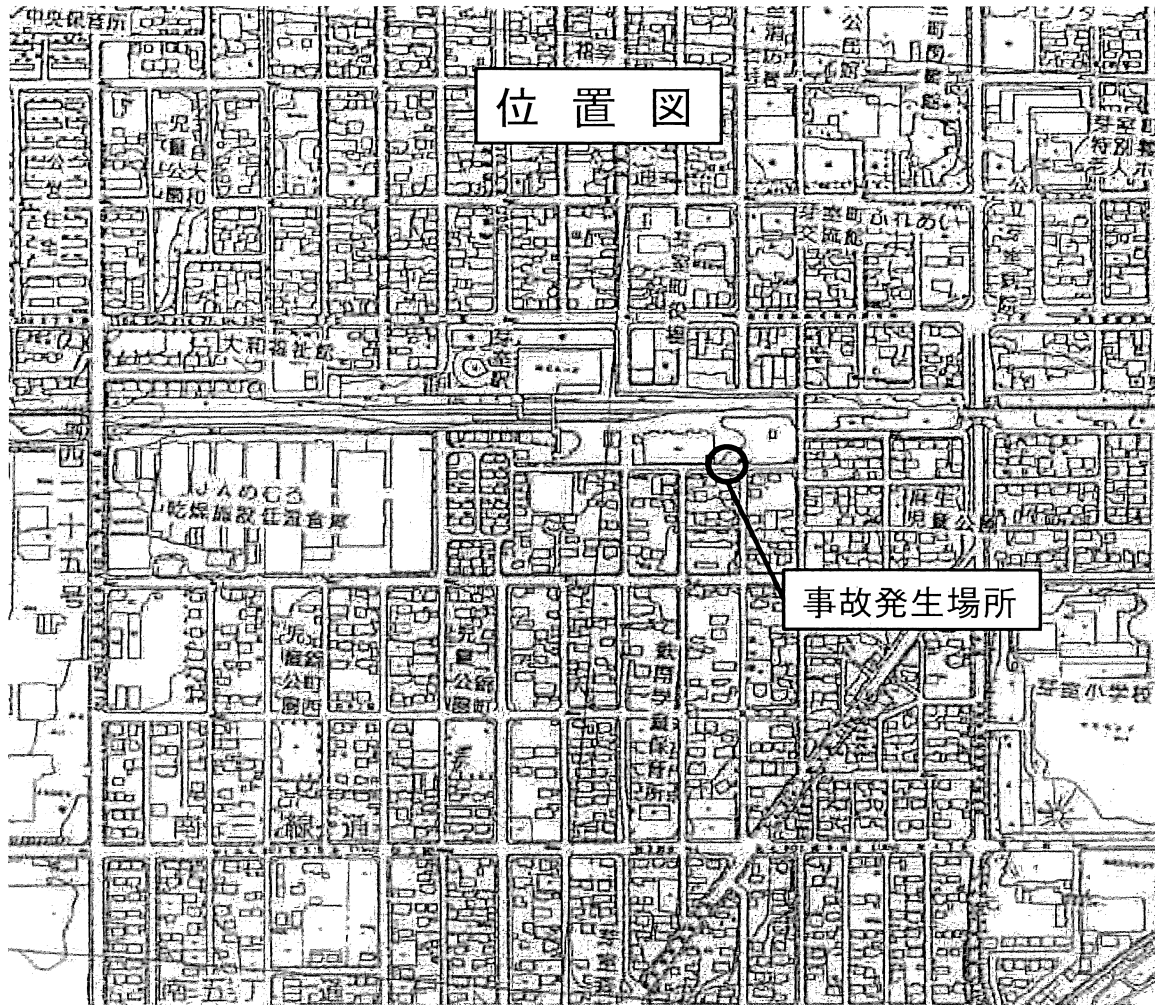
町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 669,600円
- 2 損害賠償の相手方 芽室町西4条南1丁目1番地9  
芽室町農業協同組合 代表理事組合長 辻 勇

平成29年6月29日 専決処分

説 明

平成28年12月23日午前3時頃、町道芽室鉄南通の除雪作業のため、西から東へ向かって走行中、除雪した雪によりフェンスを圧迫し破損させたものであります。



事故発生状況図

